



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

7 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止	(介護サービス指導課)	1
8 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止	()	1
9 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	()	2
10 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	()	2
11 道路の区域変更	(道路保全課)	2
12 道路の供用開始	()	3
13 道路の区域変更	()	3
14 道路の供用開始	()	4
15 道路の位置の指定	(都市政策課)	4

○ 公安委員会告示

1 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	4
-----------------------	-------	---

○ 収用委員会告示

1 土地収用法による裁決手続開始の決定	5
---------------------	-------	---

告 示

和歌山県告示第7号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

令和8年1月9日

和歌山県知事 宮崎 泉

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
30717005 81	株式会社パソナライフケア	よつといで長山	和歌山県紀の川市貴志川町長山259-5	訪問介護	令和7.12.31
30724006 78	有限会社プロデュース	訪問介護プロデュース	和歌山県西牟婁郡白浜町堅田2578-443	訪問介護	令和7.12.31

和歌山県告示第8号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

令和8年1月9日

和歌山県知事 宮崎 泉

和歌山県報 第682号

令和8年1月9日（金曜日）

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
30613900 70	株式会社ビッグプラネット	訪問看護ステーションそら	和歌山県橋本市高野口町大野334-3	訪問看護	令和7.12.31
				介護予防訪問看護	令和7.12.31
30720006 76	社会福祉法人黎明董会	ヒューマンケアキタデ	和歌山県御坊市湯川町財部728-4	福祉用具貸与	令和8.1.1
				特定福祉用具販売	令和8.1.1
				介護予防福祉用具貸与	令和8.1.1
				特定介護予防福祉用具販売	令和8.1.1

和歌山県告示第9号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和8年1月9日

和歌山県知事 宮崎 泉

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30710015 76	合同会社もも	デイサービスもも	和歌山県橋本市向副18 2	通所介護	令和8.1.1	令和13.12.31

和歌山県告示第10号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和8年1月9日

和歌山県知事 宮崎 泉

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
30610901 18	株式会社よきかな	訪問看護ステーションそら	和歌山県橋本市高野口町大野334-3	訪問看護	令和8.1.1	令和13.12.31
				介護予防訪問看護	令和8.1.1	令和13.12.31

和歌山県告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年1月9日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 道路の種類 県道

2 路線名 生石公園線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
有田郡有田川町大字瀬井字畠岩406番1地先から同町大字瀬井字畠岩406番6地先まで	旧	6.58 17.61	47.23	
同上	新	15.47 24.78	47.27	

和歌山県告示第12号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年1月9日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 生石公園線

供用開始の区間 有田郡有田川町大字瀬井字畠岩406番1地先から同町大字瀬井字畠岩406番6地先まで

供用開始の期日 令和8年1月9日

和歌山県告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年1月9日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 道路の種類 県道

2 路線名 上富田南部線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
田辺市下三栖字塙田1750番地先から同市下三栖字塙田1647番1地先まで	旧	11.20 49.70	386.60	
同上	新	13.20 50.64	386.60	

和歌山県告示第14号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年1月9日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 上富田南部線

供用開始の区間 田辺市下三栖字塙田1750番地先から同市下三栖字塙田1647番1地先まで

供用開始の期日 令和8年1月9日

和歌山県告示第15号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和8年1月9日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3712	西牟婁郡上富田町朝来字沖之芝850番2の一部、850番3の一部、里道	田辺市中芳養186番地の1 株式会社山本建設 代表取締役 山本良次	令和7.12.17	4.50	45.69

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第1号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

令和8年1月9日

和歌山県公安委員会委員長 竹 山 早 穂

1 審査の種類等

種 類	内 容	期 日	場 所
技能検定員審査（大型）			
技能検定員審査（中型）			
技能検定員審査（準中型）			
技能検定員審査（普通）			
技能検定員審査（大特）			
技能検定員審査（大自二）			
技能検定員審査（普自二）			
技能検定員審査（牽〔けん〕引）	技能検定に関する技能及び知識		
技能検定員審査（大型二種）			
技能検定員審査（中型二種）			
技能検定員審査（普通二種）			
教習指導員審査（大型）			
教習指導員審査（中型）			
教習指導員審査（準中型）			
教習指導員審査（普通）			
教習指導員審査（大特）			
教習指導員審査（大自二）			
教習指導員審査（普自二）			
教習指導員審査（牽〔けん〕引）		令和8年2月18日（水）から同月20日（金）まで	和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部 交通部運転免許課

教習指導員審査（大型二種）			
教習指導員審査（中型二種）			
教習指導員審査（普通二種）			

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

令和8年1月26日（月）から同年2月2日（月）までの毎日（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

ア 運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（マイナ免許証）

イ 審査申請書（申請場所で所定の用紙を交付する。）

ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

エ 写真（申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの） 1枚

(4) 技能検定員及び教習指導員審査手数料

審査の種類ごとに和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）で定める金額

3 審査についての問合せ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課講習・教習所係（電話073-473-0110 内線364）

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、令和7年12月24日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

令和8年1月9日

和歌山県収用委員会会長 石 倉 誠 也

1 起業者の名称 國土交通大臣

2 事業の種類 和歌山都市計画道路事業3・4・13号貴志琴ノ浦線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

（次表のとおり）

裁決手続開始を決定した土地							土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地 番	地 目		地積 (m ²)		収用しようとする土地の面積(m ²)	使用しようとする土地の面積(m ²)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の種類
		登記簿	現況	登記簿	実 測							
和歌山県 和歌山市 和歌浦東 二丁目	690番6	雑種地	雑種地	110	110.37	16.51 (附記)	-	不明 ただし、土地 登記記録の表 題部所有者 次の126名 畠山光太郎 和田留吉 上野亀吉 和中種松	不明 不明 不明 不明	-	-	-

林寅楠	不明
山下清吉	不明
湯口廣太郎	不明
和田英一郎	不明
和田兵藏	不明
岡本久七	不明
中尾三次郎	不明
和田義彦	不明
阪田シゲノ	不明
黒田兵之助	不明
和田助十郎	不明
正木菊松	不明
小泉いそゑ	不明
碇復夫	不明
山本雄太郎	不明
小泉楠松	不明
高井新次郎	不明
栗生源一	不明
西本嘉一郎	不明
湯崎楠ゑ	不明
山下清藏	不明
西本文四郎	不明
林常次郎	不明
林槌楠	不明
山下千太郎	不明
和田辰楠	不明
小泉芳之助	不明
三谷富藏	不明
畠中傳之助	不明
和田龍太郎	不明
駒木根金十郎	不明
井上亀之丞	不明
北畠清一	不明
橋本福次郎	不明
鳥居富次郎	不明
和田角之助	不明
嶋辰之助	不明
小泉由松	不明
和田定楠	不明
和田梅吉	不明
和中善之助	不明
北畠栄一郎	不明
朝井佐次郎	不明
和田松之助	不明
山下市松	不明
山下忠吉	不明
山下勇藏	不明
和田房吉	不明
辻芳松	不明
和田與一郎	不明
山下常太郎	不明
和田福次郎	不明
山本フサ	不明
和田栄次郎	不明
西山楠次郎	不明
和田増藏	不明
西山市右エ門	不明
南冬々	不明
山下長藏	不明
山下金藏	不明
佐藤留太郎	不明
和田善四郎	不明

和田きくゑ	不明
和田由松	不明
西本阪楠	不明
和田孫八	不明
和田良太郎	不明
佐藤重太郎	不明
佐野甚右衛門	不明
和田萬次郎	不明
和田安松	不明
和田幸之助	不明
小林楠之助	不明
石関彦一	不明
山下ゑの	不明
和田たゑの	不明
和田増大郎	不明
和田兵楠	不明
畠中廣行	不明
菅下清次郎	不明
和田喜代楠	不明
北畠政一	不明
北畠善一	不明
原岩男	不明
畠中楠五郎	不明
小泉金五郎	不明
小泉市太郎	不明
和田政吉	不明
和田林助	不明
和中留之助	不明
土山常次郎	不明
出嶋千之助	不明
和田貞楠	不明
和田福太郎	不明
和中君代	不明
大多器之丸	不明
和中秀吉	不明
出口安太郎	不明
和田政次郎	不明
石井徳之助	不明
鈴木熊次郎	不明
和中常太郎	不明
野村駒吉	不明
奥野久三	不明
奥野きくゑ	不明
和田安	不明
和田あん	不明
富永清一郎	不明
奥野辰楠	不明
小泉福次郎	不明
和田宇之助	不明
鈴木岩次郎	不明
和田慶次郎	不明
和田善太郎	不明
和田楠松	不明
和田佳一郎	不明
和田千代楠	不明
和田嘉平次	不明
和田豊楠	不明
和田市太郎	不明
和中辰之助	不明
和田長四郎	不明

(附記) 収用しようとする土地の区域は、別添実測平面図のA、B、C、D、E及びAの各点を順次結ぶ直線で

囲まれた範囲である。

備考 別添実測平面図は、省略する。